

『鳥取藩史 第6巻』「事変志 一」

竹島渡海禁止令の出された約半年後の（元禄九年（一六九六）五月二十日、朝鮮人十一人が乗り組んだ一隻が隱岐国に着岸した。代官後藤角右衛門の手代が取り調べたところ、竹島渡海船三十二艘の中の一隻で、「伯耆国に赴き請願することがある」とのことと、代官は飛脚を走らせ、このことを通報した。

六月四日、同船は伯耆国赤崎に到着した。鳥取藩は、直ちに江戸に通報し、十三日付で幕府に届け出た。

一方、鳥取においては、五日、御船手の山崎主馬、御目付の平井金左衛門等を派遣して応接させた。主馬等は、舟磯で朝鮮船に出会ったが、碇泊が不便であるため、これ（朝鮮船）を青屋（現、鳥取市青谷町青谷）に導き、同所で応接した。しかし、通訳がいなため、言葉が通じないため、（現、鳥取市青谷町青谷）に導き、同所で応接した。安同知とその他二人を呼び、筆談させたが、さして竹島訴訟のようにも思われなかつたとのことであった。これもまた江戸に通報した。

十四日、朝鮮人を青屋より加路（現、鳥取市賀露）に移し、同所の東禪寺に宿泊させた。

二十三日、江戸において、大久保加賀守は、（鳥取）藩留守居の吉田平馬を招き、「朝鮮人は長崎に送るべきであるが、願いの義があつて来たということであれば、容易に承知することはなく、また通訳がいなければ相互の意志が通じることはないであろうから、対馬の宗家に通訳の派遣を命じる」と伝えた。

次いで、朝鮮人を東禪寺に移したとの通報が江戸に到着したことにより、加賀守はまた、平馬を召し、「朝鮮人を上陸させるのは無用のことであり、船中に居らせ、宗氏の家来が鳥取に到着した上で懇談し、異国からの願いについて、長崎以外の地では受け付けないことは、公義の大法（幕府の定めたルール）であることを理解させて、長崎に赴かせるか、または帆をあげて引き揚げさせるか、両方とも聞き入れない場合は、そのことを連絡せよ」と述べた。よつて、（鳥取）藩は、朝鮮船を小山池（現、湖山池）に廻し、朝鮮人を青島に居らせた。

そのうち宗刑部大輔より幕府へ進言があつた。

「朝鮮との交渉・連絡は、対馬以外では取り扱わないということは、国法であるため、彼らを帰国させねばならない」との幕府の奉書（老中にによる命令書）が出された。（それが）八月四

が、すでに朝鮮船は帆をあげて引き揚げた後であつたため、十九日、使者を同所に派遣し、その労を慰め、金品を与えるとしたが固辞し、受け取らずに帰った。

日、鳥取に到着すると、即日、平井金左衛門、辻晩庵が青島に出張し、そのことを伝えた。しかし、当時、早水のため、加露小山間の水路（の水深）が浅く、出船することができなかつた。しばらく（川底を）堀鑿して船を通れるようにし、六日、無事に加路から帆をあげて引き揚げた。

事件は、竹島渡航に関連しているようであつたが、ついに要領を得なかつた。

これより先の八月朔日、「米子の大屋、村川が、今後、竹島渡海はしてはならない」という内容の御奉書の写しを荒尾修理へ渡した」との記事が控帳にあり、あたかも朝鮮人の来国に関するようにも見えるが、その理由は明らかではない。あるいは、綱清公が七月十九日に帰城されたため、単に公より授与されたにすぎないのかも知れない。

宗氏の家臣の鈴木權平が通訳二人を伴い、十八日に用ヶ瀬（現、鳥取市用瀬町）に到着した

『鳥取藩史 第6巻』

「事変志一」 四七四—四七五頁

竹島渡海禁止の令有りて約半歳、五月廿日朝鮮人十二人乗組の一隻隱岐国に着岸、代官後藤角右衛門手代をして取調べしめしに、竹島渡海船卅二艘中の一にして、伯耆に赴き請願する処有らむとすとの事なるを以て、代官飛脚を馳せて之を報ず。六月四日同船伯州赤崎に着す。藩即ち江戸に報じ、十三日を以て幕府に届出で、一方鳥取に於ては五日御船手山崎主馬・御目付平井金左衛門等を遣はし応接せしむ。主馬等舟磯にて朝鮮船に出会いせしも碇泊不便を以て、之を青屋に導き同処に応接せしむ、通詞なき為め言語相通せず、因つて辻晩庵を遣はし、青屋千念寺に安同知其他兩人を呼び上げ、筆談せしめしに、差して竹島訴訟の様にも聞えずとの事なり。是又江戸に報ず。十四日鮮人を青屋より加路に移し、同處東禪寺に館せしむ。廿三日江戸に於ては大久保加賀守蕃の留守居吉田平馬を招き、鮮人は長崎に差送る可きなるが、願の義有りて来れりとの事にては容易に承引すまじく、且通辞なくば相互の意志通せざる可きを以て、対州宗家に命じて通辞を派遣せしむ可じと申渡す。次で鮮人を東禪寺に移せりとの報江戸に達せしに對し、加賀守は又平馬を召して鮮人を上陸せしむるは無用の事にて、宜敷船中に差置く可く、宗氏家來鳥取着の上にて懇談し、異國よりの願の義は長崎以外

の地にて請込まざる事公議の大法なる旨を心得せじめて、長崎に赴かしむるか、又は退帆せしむるか、兩者とも聞入れざる時は其旨申越さる可しと談ず。因つて藩は鮮船を小山池に廻はし、鮮人を青島に居らしむ。其内宗刑部大輔より幕府に進言する処有り。朝鮮交通の事は対州以外之を取上げざるは國法なるを以て、彼等を帰国せしむ可しと幕府の奉書有り。八月四日鳥取に達せしかば、即日平井金左衛門辻晩庵青島に出張し其旨を諭せしが、當時旱水にて加露小山間の水路浅くして出船するを得ず、漸く掘鑿して船を通じ、六日無事加路を退帆せり。事竹島渡航に関連せし如きも遂に要領を得ず。御在所日記・御在所志

先是八月朔日「米子大屋村川向後竹島渡海の儀無用の旨御奉書の事荒尾修理江相渡候事」との記事控帳に在りて、恰も鮮人來国に關係するの観有るも、其理由詳かならず。或は綱清公七月十九日帰城せられたるを以て、單に公より授与せられたるに過ぎざるやも知れず。宗氏の家臣鈴木権平通詞一人を伴ひ、十八日用ケ瀬に着せしも已に鮮船退帆後なるを以て、十九日使者を同処に派し、其勞を慰め金品を遣りしも固く辞し受けずして帰る。御在所日記・御在所志

(接) 通交大紀によれば対州より朝鮮に書を送り、日鮮間の事件は対馬を介する事定約なるに、因幡沿岸に來航して事を啓せむとするは定約に背く旨を以てせしに、彼は此事全く漂流民の所為にして、呈書等は妄作の罪有り。之を処分せりと弁ぜり。蓋し日本の竹島渡海禁止の事未だ彼に達せず、漁民等之に關し要請する処有りしものゝ如し。猶竹島に廻し対島朝鮮間交渉の終了は元禄十一年中の事とす。